

史料紹介

奈良大学史学科蔵

『柳町村文書』の紹介と目録

大 木 祥 太 郎

一 柳町三丁目と柳町村について

「元来悪達不道之清兵衛二而御上様迄不奉恐」という刺
激的な文言をふくむ当史料は史学科が古書店から購入した
もので、安永三（一七七四）六月〜天保十五（一八四四）
四月までの約七〇年に及ぶ合計五八点からなる史料群であ
る。（次表参照）

安永	1
寛政	6
享保	8
文化	10
文政	12
天保	12
無年号	9
合 計	58

この史料の特徴は大和郡山の柳町三丁目に住みその後、

享和年間頃に柳町村に転居した「今国府屋長治郎」という
人物に関する史料が大半を占めている点で、長治郎や彼と
の関係が示唆される伯父の庄八以外のものは二点のみであ
る。（目録（24）（58））今回は史料の紹介もかねて長治郎に
焦点を絞って述べてみたい。

元々、郡山町場は奈良から南大和に通ずる本町筋・堺町
筋・柳町筋に沿い、初め街道の形で発達した。（『奈良県の
歴史』二〇〇四年、山川出版）柳町三丁目は江戸期〜明治
二二年の町名であり、郡山城の東、有為堀に沿う南北に細
長く延びた街区で一〜四丁目は外堀の内側にある。町名の
由来は細長い町の形にちなむという。『郡山藩旧記』によ

宛名	形状	長治郎	庄八	備考
今国府屋長治郎殿	状	◎	◎	
柳町三丁目今国府屋長治郎殿	状	◎		
柳町三丁目庄八殿	状		◎	
柳町三丁目庄八殿	状	◎		
柳三丁目今こ屋長九郎殿	状	◎		
郡山三丁目今国府や長治郎殿	状	◎		
いまちや長治郎殿	状	◎		
柳三丁目今国府屋長次郎	状	◎		
御代官様	状	◎		願人柳町村長次郎・相手同村清兵衛(10)と同内容
御評席様	状	◎		(9)と同内容
柳町村利助殿	状	◎		裏書に「長治郎へ」とあり
柳町村長次郎殿	状	◎		
いま古屋長次郎・組頭長四郎	状	◎		
柳町村今国府屋長次郎	状	◎		
今国府屋長治郎殿	状	◎		(17)(25)と同地
柳町四丁目常福寺殿	状		◎	
高田町綿屋喜七殿	状	◎(A)		(15)(25)と同地
新紺屋町菓子屋喜八殿	状	◎(A)		表題、田地記載分欠損

整理番号	年 月 日	表 題	差 出 人
1	安永3(1774)6月	[柳町3丁目東側大坂屋市兵衛家屋敷に付] 売渡シ申家屋敷之事	売主大坂屋市兵衛・南隣大和屋間三郎・東隣上総屋源次郎・口入抹原屋庄八・組頭藤兵衛、伊兵衛、重兵衛、平兵衛、名太郎・年寄庄太郎
2	寛政10(1798)2月	[天井村超海上納銀指詰に付] 売渡シ申田地之事	売主天井村超海・柳町村庄屋代長九郎・年寄権平・組頭平兵衛・口入新兵衛
3	寛政10(1798)12月	[新木村彦八年貢指詰に付] 質入申田地之事	新木村かり主彦八・庄屋喜右衛門・年寄基助、政八
4	寛政11(1799)	[新木村彦八年貢銀詰に付] 田地質入証文之事	新木村かり主彦八・庄屋喜右衛門・年寄政八、忠次郎
5	寛政12(1800)2月	[天井村円照寺年貢銀指詰に付] 譲り申田地之事	譲り主天井村円照寺・柳町村庄屋長九郎・年寄平兵衛・組頭五兵衛
6	寛政12(1800)2月	[天井村円照寺上納銀指詰に付] 売渡申田地之事	借主天井村円照寺・柳町村庄屋代長九郎、年寄伊助、組頭五兵衛・口入庄右衛門
7	寛政12(1800)4月	[柳外5丁目源六下作年貢米皆濟約定に付] 差入申一札之事	柳外5丁目作人源六・柳町六丁目請人喜八
8	享和元(1801)3月	[天井村奎三郎年貢銀指詰に付] 売渡シ申田地之事	天井村売主奎三郎・口入久三郎・年寄喜八郎・庄屋庄右衛門
9	享和元(1801)12月	[柳町村長治郎百姓株相立て引越に付] 乍恐御願奉申上候	柳町村長治郎・年寄 []
10	享和元(1801)12月	[柳町村長次郎百姓株相立て引越に付] 乍恐御願奉申上候	柳町村百姓長次郎
11	享和元(1801)12月	[新木村浅八に付] 奉公人請状之事	新木村新兵衛・請人喜八
12	享和2(1802)3月	[高田村喜太郎借銀御延に付] 請合一札之事	高田村作人喜太郎・請人三平
13	享和2(1802)12月	[柳町村2丁目外屋忠兵衛] 借用申銀子之事	借主柳町式丁目外屋忠兵衛・組頭喜三郎・年寄長次郎
14	享和3(1802)閏1月	[高田町喜七年貢銀差詰に付] 売渡シ申田地之事	売主高田町善七・口入証人三平・柳町村年寄平兵衛・庄屋代清兵衛・庄屋喜兵衛
15	享和3(1803)12月	[柳町村弥七年貢銀差詰に付] 屋敷質入証文	柳町村請人長九郎・かり主弥七・年寄平兵衛・庄屋代清兵衛
16	文化3(1806)8月	[柳町村庄八上納銀差詰に付] 田地質入証文之事	柳町村借用主庄八・新木村庄屋山本彦右衛門・年寄惣次郎、源四郎・甚三郎
17	文化4(1807)10月	[添上郡柳町村長次郎上納銀差詰に付] ㍻々年切-譲り申田地之事	柳町村庄や喜兵衛・添下郡柳町村田地譲り主長次郎・高田町証人庄次郎・柳町村年寄平兵衛・庄屋代長九郎
18	文化4(1807)12月	[柳町村今国府屋長次郎年貢銀差詰に付] 田地質入証文之事	柳町村今国府屋かり主長九郎・庄屋喜兵衛・年寄長九郎、平兵衛

材木町綿屋八右衛門殿	状	◎(A)	
今国府屋長次郎殿	状	◎	
綿屋八右衛門殿	状	◎(A)	
同村長次郎殿	状	◎	
柳町村長次郎殿	状	◎	
御番所様	状		端に大福村組頭久右衛門から西岡弥右衛門への奥書あり。盗みについて妻子は無関係を記す。
材木町綿屋八右衛門殿	状	◎(A)	端裏に「柳町村長次郎殿」へとあり。(15)(17)と同地
伏見屋七六殿	状	◎(A)	(28)(34)(49)と同地
今国府屋長次郎殿	状	◎	
伏見屋七六殿御取次	状	◎	端裏に「柳町村長次郎殿へ西十一月」とあり。(26)(34)(49)と同地
伏見屋七六殿	状	◎	端裏に「西年十二月三百目柳町村善七殿へ戊五月限」とあり
木綿屋源太郎殿	状		◎ ★「今後屋庄八」に注目★
柳町村長次郎殿へ	状	◎	「弥七」とは交流があるようだ。(14)・(22)の史料から柳町村の家屋敷を弥七から買っている。
村長治郎殿	状	◎	
伏見屋七六殿御取次	状	◎	端裏に「柳町村長治郎殿」とあり。「伏見や七六殿証文」と封にあり。
伏見屋七六殿御取次	状	◎(B)	端裏に「柳町村長二郎殿」とあり。(26)(28)(49)と同地
御奉行所	状	◎	◎ 柳町三丁目今国府屋亡長次郎は「先達テ相果」たとある。文政9年前後に先代長次郎は死亡している。
同村長次郎殿	状	◎	
村方長治郎殿	状	◎	

19	文化4(1807)12月	[柳町村長次郎上納銀差詰に付] 畑賃入借用証文之事	銀借用主柳町村長次郎・高田町口入証人庄次郎・柳町村年寄平兵衛・庄屋代長九郎
20	文化5(1808)12月	[南大工町伊兵衛年貢銀差詰に付] 売渡シ申畑之事	南大工町売主伊兵衛・柳町村庄屋長九郎
21	文化5(1808)12月	[柳町村長次郎上納銀要用に付] 借用申銀子之事	柳町村借主長次郎・高田町口入庄次郎・柳町村庄屋長九郎・年寄五兵衛
22	文化7(1810)12月	[柳町村弥七上納銀差詰に付] 売渡シ申屋敷之事	柳町村売主弥七・年寄九兵衛・庄屋代利助
23	文化8(1811)12月	[東岡町魚屋久兵衛年貢米差詰に付] 借用申銀子之事	[東岡町借主魚屋久兵衛・柳町村年寄九兵衛・帳本利助
24	文化14(1817)8月24日	[大福村仙蔵盗みいたし妻子吟味一件] 乍恐書付ヲ以奉申上候	[藤堂佐渡守殿内分領分十市郡] 大福村仙蔵妻いさの・同人娘まきく・組頭久右衛門
25	文化14(1817)12月	[添下郡柳町村長次郎上納銀差詰に付] 譲り渡シ申田畑之事	添下郡柳町村田地譲り主長次郎・口入高田町庄次郎・柳町村年寄孫六・庄屋代九兵衛
26	文政2(1819)11月	[添下郡柳町村長次郎上納銀差詰に付] 譲り渡シ申田地之事	譲り主添下郡柳町村長次郎・引請人高田村庄次郎・柳町村年寄孫六・庄屋清兵衛
27	文政6(1823)3月	[柳町村清蔵伴かしや惣助に付] 奉公人請状之事	奉公人惣助・引請人善助
28	文政8(1825)11月	[柳町村長治郎上納銀差詰に付] 譲り渡し申田地之事	柳町村譲り主長治郎・高田村引受人庄治郎・柳町村年寄長九郎・庄屋小山清兵衛
29	文政8(1825)12月	[柳町村善七年貢銀差詰に付] 譲り渡シ申田地之事	譲り主柳町村善七・証人長治郎・庄屋小山清兵衛
30	文政8(1825)12月	[柳町村今国府屋庄八年貢差詰に付] 借用申銀子之事	柳町村今後屋庄八
31	文政9(1826)3月	[添下郡新村弥七伴留吉に付] 奉公人請状之事	添下郡東矢田村請人喜助・新村奉公人親弥七・留吉
32	文政9(1826)3月	[柳町村善七年貢差詰に付] 譲り渡シ申田地之事	譲り主柳町村善七・組頭弥六・庄屋小山清兵衛
33	文政9(1826)11月	[柳町村長治郎上納銀差詰に付] 差入申家屋敷之事	柳町村かり主長治郎・年寄小山清兵衛
34	文政9(1826)11月	[柳町村長次郎上納銀差詰に付] 譲り渡シ申田地之事	柳町村譲り主長治郎・高田村引受人庄治郎・柳町村年寄長九郎・小山清兵衛
35	文政9(1826)	[長次郎伴奈良松放埒に付] 乍恐久難帳切奉願上候	柳町三丁目今国府屋長次郎後家実母いし・柳町村親類惣代実伯父庄八
36	文政10(1827)7月晦日	[柳町村平兵衛要用に付] 譲り渡シ田地証文之事	柳町村譲り主平兵衛・引受人善助
37	文政10(1827)10月	[柳町村平兵衛要用に付] 田畑譲り証文之事	添下郡柳町村譲り主平兵衛・兼帯庄屋番桑村堀内伊右衛門・柳町村年寄利助・組頭善助

	帳	◎	柳町村総人数89人（内男43人、女46人） 3月の御改め以後13人（男5女8）が引越（10人）・死亡（3人）により減少とあり。
紀州様南都御屋敷御役人中様	状	◎(B)	裏書には紀州御用所の印あり。
米田利助	状	◎(B)	
御役人中殿	状	◎(B)	
		◎	「老貫三百匁亥四月切」とあり
	綴	◎	売渡し申田地之事の売主に長次郎がでてくる。売り渡した相手は京都永原屋久兵衛・名代取次八木屋九兵衛とあり。
	状	◎	先代の長次郎の未進銀を柳町三丁目八木屋九兵衛に借用していたため、当代長治郎が親類と相談し返済を決めた。(44)の史料は唯一長治郎の印が削除されていない。その他の史料は削除
柳町三丁目米屋八右衛門殿取次	状	◎	
美濃庄村重三郎殿	状	◎	
柳町村長次郎殿	状	◎	
御役所様	状	◎	
伊加田屋甚兵衛殿	状	◎(B)	(26)(28)(34)と同地
八百屋喜兵衛殿	状	◎	
大庄屋吉川助藏殿・取喰人吉川庄兵衛・中村五郎四郎殿	状	◎	
柳町村村役人中	状	◎	(39)の史料と関連カ
郡山柳町村村役人中	状	◎	(39)の史料と関連カ
柳町村長次郎殿	綴	◎	5通を綴り
今国府屋長治郎殿	状	◎	
和州郡山柳町村今国府屋長治郎様	状	◎	(55)と関連
今子や長治郎	状	◎	(55)(56)と関連
柳町村庄屋・年寄	状		

38	天保6(1835)3月	和劔添下郡柳町村五人組帳并宗旨御改申包とも書込 高田組	
39	天保7(1836)11月	〔紀伊様より村方入用に付〕拜借仕御願之事	和劔添下郡郡山柳町村庄屋長治郎・年寄庄吉・組頭弥七・村惣代善助・郡山鍛冶町乗物屋口入伊兵衛
40	天保8(1837)7月	〔長治郎年貢差詰に付〕売渡申田地之事	売主長次郎・柳町村清三郎・年寄代巳ノ松
41	天保9(1838)12月25日	〔柳町村長次郎年貢差詰に付〕御年貢限引当証文之事	柳町村借し主長次郎・証人善七
42	天保9(1838)12月	柳町村長次郎田地売券証文の包紙のみ	
43	天保9(1838)	納所帳 柳町邑	
44	天保10(1839)8月2日	〔柳町村故長次郎の借用銀返済に付〕為取替一札之事	柳町村長次郎・年寄米田利助・組頭庄吉、善七・庄屋清三郎
45	天保11(1840)5月	〔今国府屋長次郎銀子借用に付〕別書証文之事	柳町村かり主今府屋長治郎・中人米屋庄吉
46	天保11(1840)12月	〔柳町村長治郎上納銀差詰に付〕田地質証文之事	柳町村持主長治郎・組頭庄吉・年寄米田利助・庄屋清三郎
47	天保13(1843)12月	〔小南屋甚三郎に付〕奉公人引請之事	奉公人東岡町小南屋甚三郎・引請人柳六丁目奈良屋喜兵衛
48	天保14(1844)12月	〔柳町村年寄利助退任に付〕乍恐御願奉申上候	柳町村庄吉・長治郎・善助・辰ノ助・青松・巳ノ助・政治郎・弥ノ助
49	天保15(1845)4月	〔柳町村長次郎上納銀差詰に付〕年賦質証文之事	柳町村借主長次郎・組頭弥七・年寄米田利助・庄屋清三郎
50	無年号	〔柳町村長次郎上納銀差詰に付〕田畑売券証文之事	柳町村長治郎・高田町口入庄二郎・柳町村年寄〔 〕・庄屋代〔 〕
51	無年号	〔柳町村長治郎ほか小仕替物のため村方へ借用に付〕差上申約定一札之事	柳町村長治郎・庄吉・善七
52	無年号	〔借用銀返済に付〕覚	紀州御用達森嶋喜七
53	無年号	〔借用銀返済に付〕覚	紀州御用達森嶋喜七
54	無年号	〔小作米受取に付〕覚	八百屋弥助・八百や弥助・年寄弥兵衛・米や弥兵衛
55	無年号	〔おとと祝儀に付〕筆筭頂戴礼状	大塚や直助
56	12月15日	〔筆筭頂戴及祝儀無事終了に付〕礼状	大塚や直助
57	12月17日	〔筆筭受取礼状〕	大塚や
58	無年号	〔役所ノ西岡直兵衛より塚町藤七に付〕請書催促状	役所西岡直兵衛

れば、安永六（一七七七）年、当町の家数は五三であり、天明年間、寛政年間の検地地図によると町の長さは、東側七六間五尺余・西側八七間一尺余。道幅は二間四尺余である。郡山城下では町全体の運営を担う惣年寄をおかず、箱本十三町それぞれの町年寄が一ヶ月交代で朱印箱を管理して、その役割を担う箱本制度で運営されていたがその柳町内の一画にあたる。

一方、柳町村は中世の郡山村が天正十三年の築城の際、城下柳町へ移転を命じられて村名が生まれたという。郡山の名は藩名や郡山町として町方の名に用いられたので農民層は村方として村高を請け、当時の居住町名である柳町の名をとって柳町村と呼ぶようになった。しかしながら城下町の発展に伴って徐々に村方は町方に編入されていくことになるという。「目録(38)から天保六（一八三五）年の村人数は89人（男43・女46）である。」（『郡山町史』『大和郡山市史』）

二 史料群の性格と今国府屋長治郎との関係について

史料を一見して窺えることは、そのほとんどを土地売買

・契約関係・金融関係の証書類がしめており、その証書類には今国府屋長治郎という名が多数見受けられるというところである。つまり、今国府屋長治郎周辺の史料群といえる。たしかに、近年地方自治体より多数出版されている史料目録類をみるとその多くは証書類であり、当史料群の証書類の多さはめずらしいものとはいえないかもしれない。

しかしながら当史料は約七〇年ほどの間の今国府屋長治郎という特定の氏名に関係した証書類が意識的ともとれるように集められているところに大きな特徴がある。

私は最初、この目録を作成しつつ、なぜある一定期間内の長治郎関係の証書類がこれだけ意識的ともとれるように纏まっているのだろうと素朴な疑問を感じつつも、「それはわからないだろう」と正直考えていた。なぜなら、その史料の出所が古書店ということもあり、どのような経路をへて、いつの時代に誰が持ち込んだ史料なのかもはっきりしなかったためである。またこれは私の個人的な思い違いによるものだが「長治郎」は特定の個人名であるとも考えていたからである。

ところが、目録(44)をみたときその前提はまったくの間違いでであると気付いた。この史料は「当村先長治郎未進銀

老角余有之候処、去ル末年当代長治郎入家之節、右末進銀
為見替柳町三丁目八木屋九兵衛方ニ村方借用銀老角有之候
ヲ引請」とあり、先代長治郎が未進銀を柳町三丁目八木屋
九兵衛にしていたため、親類と相談し当代長治郎が八木屋
九兵衛の村方への借用銀を肩代わりすることを決めたとい
う史料である。つまり長治郎は代替りをしていたのである。

たしかに少し考えれば、一人の人物が七〇年間に今国府屋
長治郎を名乗ることは難しいだろうことは想像できる。し
たがって、少なくともこの史料群に出てくる今国府屋長治
郎は二人以上を想定しなければならなかったのである。思
いなおして史料をみかえしてみるといくつかの注目すべき
史料があることに気付いた。

目録(35)は長治郎倅奈良松が放埒のため実母いしから久
離されるといふものであるが、その文言中に父の今国府屋
長治郎が「実父長治郎儀者先達テ相果」と記されており、
文政九(一八二六)年以前に先代長治郎はすでに死亡して
いたことが明らかである。

またこれに関連して注目されるのは目録(35)の前年であ
る目録(30)の文政八(一八二五)年十二月の日付をもつ証
文である。銀子借用のなんでもない証文であるが、その借

り主には「柳町村今後屋庄八」とあり、それまで散見され
る「今国府屋長治郎」とは違う。この庄八は目録(35)から、
奈良松(先代長治郎の息子)の実伯父(父や母より年上を
意味する)であり、先代長治郎の近親にあたる人物である。

この庄八は目録(1)で「抹原屋庄八」とでてくるのである
が、ここでは「今後屋庄八」として登場する。ちなみに今
国府は当地域では「いまごう」とよぶので「今後」と同一
のものと考えられる。したがって、文政九年以前に先代長
治郎が死亡していること(目録35参照)や、「今後屋庄八」
《今後(いまご)〓今国府(いまごう)》という表音表現
(目録30参照)を念頭におくと、一つの推論がなりたつ。

それは庄八が文政八、九年頃に亡くなった先長治郎の今
国府屋を継ぎその後、長治郎を名乗ったのではないかとい
うことである。《目録(33)・(34)の長治郎の印は目録(30)
の庄八の印と同一》たしかに、庄八の年齢が先代長治郎よ
り上だということなど疑問の余地はあるのだがあまり無理
な解釈ではないだろう。

この仮説を検証する方法は他の柳町村の史料により検討
を行う方法が最良であろうが、今回は印の考察を行って
みた。《柳沢文庫には藩の史料がほとんどで村方の史料は少

なく、まだ未調査も多いという。当史料の長治郎の印は目録(44)を除き全て意識的に削除されているため、継ぎ印や銀高などが記載されている部分に押し印してある証明印から判断することにする。比較対象として目録(30)に「今後屋庄八」とあるところからそれ以前と以後の印の考察を行うことにする。目録では先代長治郎の印がある場合を(A)とし、当代長治郎の印がある場合を(B)と表記している。

目録(30)以前のもの「文政八年以前」↓(17)(18)(19)

(21)(25)

目録(30)以後のもの「文政八年以後」↓(34)(39)(40)

(41)(49)

同一人物が複数の印を所有していることは珍しくないが、目録(30)以前と以後では印が違うため、文政八〜九年前後に庄八が長治郎を継いだと考えられる。

以上、第一に長治郎は代替りをしている。第二に伯父の庄八が跡を継いでいる。第三に代替りの時期は文政八〜九年前後である。これらを前提として特徴である長治郎関係史料の多さを推察してみると先代長治郎の契約関係及び身辺情報を当代長治郎が意識的に集めたものではないかと考

図1



長治郎(A)の印



長治郎(B)の印

えられる。

次に興味をひかれるのは冒頭でも示した「元来悪達不道之清兵衛二而御上様迄不奉恐」という文言が出てくる目録(9)・(10)の史料である。少々長いが粗略を示そう。

長治郎は先祖よりの今国府村の百姓であったが柳町三丁目に移り荒物商売をしていた。しかし、元々は百姓の出であるので百姓株を持ちたいとおもっていたところ柳町村領内の田地を譲り受け耕作していた。しかしながら町に住んでいるため管理が行届かず上納米にも差支えるようになっていた。そのため柳町村へ妻子三人と引越したいとおもい先庄屋長九郎の世話によって同村百姓五兵衛所持の家を買得し、村方にも披露を頼んでいた。披露の前日には村役人・百姓衆中に連絡し準備万端整ったとおもっていたところ当日になり清兵衛が五兵衛を伴い訪ねてきて「清兵衛二相伺ひ不申候儀如何二候哉、当村役儀ハ不仕存候」と言ってきたと

いのである。長治郎は代官からも許可ももらっていることなので不礼だとおもったがここは当庄屋である喜兵衛に相談しようとしたところ郷宿に泊まっているといい、なかなか会ってくれず、手紙をだしても返信もない。やっと書状がきたら村人一人につき金一步を膳料として支払った上で酒振舞いをするのが慣例であるという。長治郎は、はじめこれは清兵衛が悪心をもって柳町村に住まわせないように画策したのだとおもっていたが、どうも村の役人たちも自分に協力的ではなく、差障がいろいろあるので来春にしたらどうですかなどといってきているというのである。このままでは私たちは流浪の身になってしまいます。どうかうまくいくようにとりなしを願いたいというものである。

二通の史料はどちらも町方から村方への移転問題に対する訴えであるが、目録(9)と(10)ではその原因となるニュアンスの違いがおもしろい。目録(9)では柳町村に居住できないのは清兵衛という悪達な人物が個人的に妨害していると訴えている色彩が濃いのに対し、目録(10)ではどうも村全体が自分(長治郎)をできるだけ居住させまいとして色々と画策しているようだ と推察し、その矛先を村にもむけている点である。

最近の研究動向として農村からの人口の流入に対する都市化や都市構造などが問題にされることは多いが、その反対にある町から村への居住動向などを解明しているものは少なく当史料は町から村に移転する際の様相を垣間見せてくれている。いざ、村に移り住もうとおもっても村側の受け入れ態勢が整っていなかったり、或いは意識的に居住移転のハードルを高くしてできることなら新しい居住者を入れずに気が知れたご近所さんとこれまでと同様の生活を営んで生きたいとの村人たちの意識の見え隠れを窺わせる。

しかしながら、これまでの村のイメージにつきまとはた因襲性や閉鎖性ばかりをこの史料は語らない。目録(39)天保七(一八三六)年の史料を見ただきたい。目録(9)(10)の享和元(一八〇一)年の段階であれほど嫌悪されていた長治郎が柳町村の庄屋として登場する。つまり約三十年後には村の重要な責任者を任されているのである。そこには、急激な変化を望まないという村がもつ矛盾と魅力の表裏性が示唆されているように感ずるがどうだろうか。

三 継続性のなかで捉えるべき江戸時代と近代化

当史料から田畑を担保とした金の貸し借りが頻繁に村方で行われていたことが窺える。例えば目録(26)(28)(34)(49)の田畑はいずれも同所であり、それを担保として何度も金を借りており、(15)により質入れによって手に入れたとおもわれる同所を今度は担保にして(17)と(25)で金を借りている。また、注目すべきは安定的生活者であるはずの庄屋長治郎が借銀をしている事実である。(目録(40)(41))こうした状況をどのように考えるべきであろうか。さらに付け加えるならば、証文類の借金理由の同一性(年貢銀或いは上納銀差詰りに付)は、売買貸借書類の書式の定型化が進んでいたことをうかがわせるものではないのか。

土地を担保として金を借りるという方法は貨幣経済の発展を裏づけるものであると同時に田畑は生存権を脅かすほどの絶対無二のものではなく資産価値をもつ一つの存在として認識されていたのではないか。こうしたことを念頭におくと農家の経営が成り立たず生計を維持できないからというやむにやまれない理由で土地(田畑)を手離した貧窮

者というイメージだけを先行させてはならないだろう。彼らは村や町という共同体の合意があれば意識的かつ頻繁に土地を担保として金の貸し借りを行っていた。

しからは、江戸時代には地域社会の内部で近代資本主義社会の前史というべき環境が彼ら自身の手によって概念化されることなく成熟していたのではないか。「西欧の影響」という一表現で済ませるだけではなく、「ではなぜそうした変化を受け入れることができたのか」という問いは無視して通れるものではないだろう。

こうした問題意識を共有しつつマックス・ウェーバー的な革命モデル(断絶的歴史理解)からの呪縛を振りほどき継続性を十分考慮した並列的条件を打ち出すことによって近代化や明治維新の評価を考える必要があるだろう。